

第 3 3 回京都市廃棄物減量等推進審議会

平成 1 6 年 5 月 2 5 日
京都ガーデンパレス：鞍馬の間

(次 第)

1 開 会

- (1) 新委員の紹介
- (2) 会長あいさつ
- (3) 京都市あいさつ

2 諮 問

「今後のごみ減量施策のあり方」

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料のあり方（事業系ごみ）
指定袋制導入の具体的あり方（家庭系ごみ）

3 議 事

(1) 京都市のごみ処理の現状と課題

ごみ量，ごみ質等の状況
クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題
指定袋制導入の意義と課題

(2) 審議会の体制と今後のスケジュール

(3) その他

【資 料】

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | ごみ量，ごみ質等の状況 |
| 2 | クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状とそれぞれの区分ごとの課題等 |
| 3 | 指定袋制導入の意義と課題等 |

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	役 職 名
あさい としひこ 浅井 利彦	京都工業会 専務理事
いいじま まさひろ 飯島 正裕	日本チェーンストア協会関西支部 参与
いまにし つね こ 今西 恒子	聖護院学区ごみ減量推進会議 会長
おおはし こう じ 大橋 弘司	京都百貨店協会 事務局長（㈱大丸京都店 業務推進部総務担当次長）
きたもと つとむ 北本 勤	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
○ ぐんじま たかし 郡 篤 孝	同志社大学経済学部 教授
こほり おさむ 小堀 脩	京都商工会議所 専務理事
さえき ひさ こ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
ささき か よ 佐々木 佳代	同志社女子大学生活科学部 教授
しのだ すすむ 篠田 進	京都市小売商総連合会 専務理事
たかつき ひろし 高月 紘	京都大学環境保全センター長
たかはし おさむ 高橋 修	京都市環境局長
なかじま かず こ 中島 和子	京都市生活学校連絡会 会長
はら つよし 原 強	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
ほり たかひろ 堀 孝弘	環境市民 事務局長
まきむら ひさ こ 槇村 久子	京都女子大学現代社会学部 教授
まつもと あきみつ 松本 明光	京都商店連盟 常任理事
やまうち ひろし 山内 寛	京都市保健協議会連合会 会長
やまね たく や 山根 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

（敬称略，五十音順）

- ： 会長
- ： 会長職務代理者
- ： 新任委員（平成16年4月1日～）

1 京都市のごみ処理の現状と課題

ごみ搬入手数料のあり方及び指定袋制導入の具体的なあり方の検討は、「京のごみ戦略21」に掲げている重点施策であり、今回、その具体化を図るために審議をお願いするものである。

(1) ごみ量，ごみ質等の状況

ごみ量

ごみ量の推移（収集量ベース）を平成5年度と15年度（推定値）の過去10年間で対比してみると、以下のとおりとなっている。

家庭系ごみは減少傾向が見られるのに対し、事業系ごみ、特に業者収集ごみについては増加傾向にある。また持込ごみについては、平成13年の手数料改定や平成14年の建設リサイクル法施行にともなう廃木材等のリサイクル誘導・本市処理施設への原則受入停止により大幅に減少しているが、平成15年にはその効果も薄れつつある。

< 家庭系ごみ >

- ・ 家庭からの定期収集ごみは、約12%減少（約33.1万t→約29万t）
- ・ 大型ごみについては、約72%減少（約2.3万t→約0.7万t）

平成5年

平成15年

< 事業系ごみ >

- ・ 業者収集ごみについては、約14%増加（約23.1万t→約26.4万t）
- ・ 持込ごみについては、約13%減少（約15万t→平成12年約20.8万t→13.1万t）

< 資源ごみ >

- ・ 資源ごみ（市収集分）については、約200%増加（約0.6万t→約1.8万t）

ごみ質

ごみの種類別に現在のごみ質を見てみると、家庭ごみ、業者収集ごみについては、紙、プラスチック、厨芥（生ごみ）の3組成で約9割を占めている。持込ごみについては、木竹類、紙類が半分程度を占めているが、木竹類については、建設リサイクル法施行にともなう廃材等のリサイクル誘導により全体に占める割合が減少している。

(2) クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

現 状

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等については、過去概ね4年ごとに改定しており、平成17年度が次回の改定年度にあたる。

前回平成13年7月には、審議会答申「持込ごみの減量化に向けた今後の在り方について」（平成12年11月）を踏まえ、それまでの持込ごみの料金体系や仕組みを以下のとおり改定した。

- 料金体系に原価主義の考え方を導入（直接費＋間接費×1/2）
 - 持込ごみ手数料にその量に応じて料金が異なる累進性を導入
 - 多量搬入者の事前登録制度を導入
 - 産業廃棄物の持込搬入量の上限を100t/月に設定
- その減量効果は、全体として年間およそ45,000t程度と推定される。

一方、許可業者が本市へ支払う業者収集ごみの搬入手数料については、各事業所ごとの計量が困難であることから、年間の搬入量と搬入回数をもとに1tあたりの処理料金を算出し（1回あたりの搬入量に持込ごみの料金体系を適用し、1tベースに換算）、年度ごとに搬入t数に応じて処理料金を支払う仕組みとなっている。

課 題

- ・平成13年改正の処理手数料体系の評価
- ・他都市（政令指定都市，周辺都市）の処理料金との整合性
- ・一般廃棄物（市民，事業者）と産業廃棄物（併せ産廃）の料金の区別化
- ・ごみの分別につながる料金システムと資源化物の受皿整備
- ・許可業者搬入手数料のあり方と排出事業者へのごみ減量インセンティブの仕組み

(3) 指定袋制導入の意義と課題

意 義

- ・分別マナーの徹底（資源ごみへの異物混入防止）
- ・市民・事業者の環境意識の高揚
- ・透明袋導入による収集作業の安全性の確保
- ・ごみ減量へのインセンティブ
- ・ごみ集積場所の美観の向上

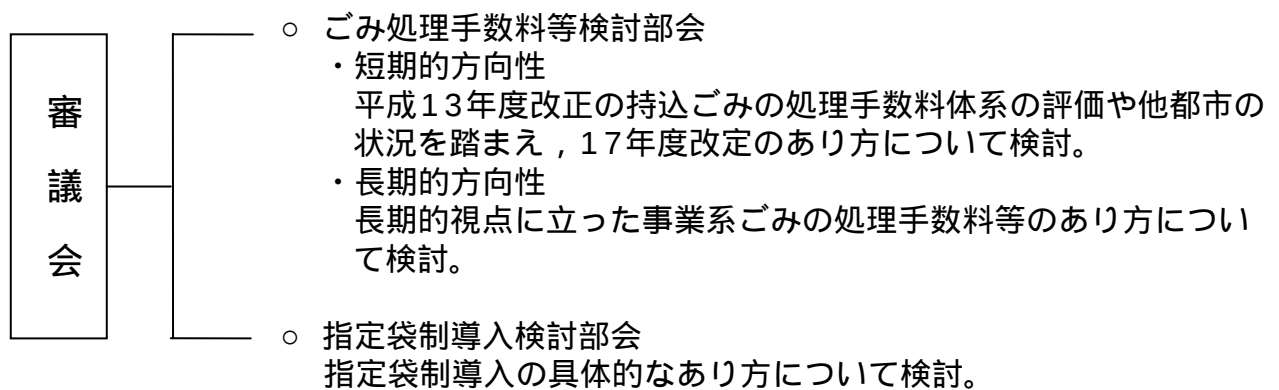
課 題

- ・一層のごみ減量と負担の公平化を展望した導入のあり方の検討
- ・事業系指定袋の同時導入の必要性
- ・3 R 促進の仕組みや受皿整備

2 審議会の体制と今後のスケジュール（案）

(1) 審議会の体制

審議会の下に，「ごみ処理手数料等検討部会」，「指定袋制導入検討部会」の2部会を設け，それぞれの部会で下記のテーマについて検討を行い，最終的に審議会が各部会からの報告を踏まえて答申をとりまとめていただきたい。



(2) 今後のスケジュール

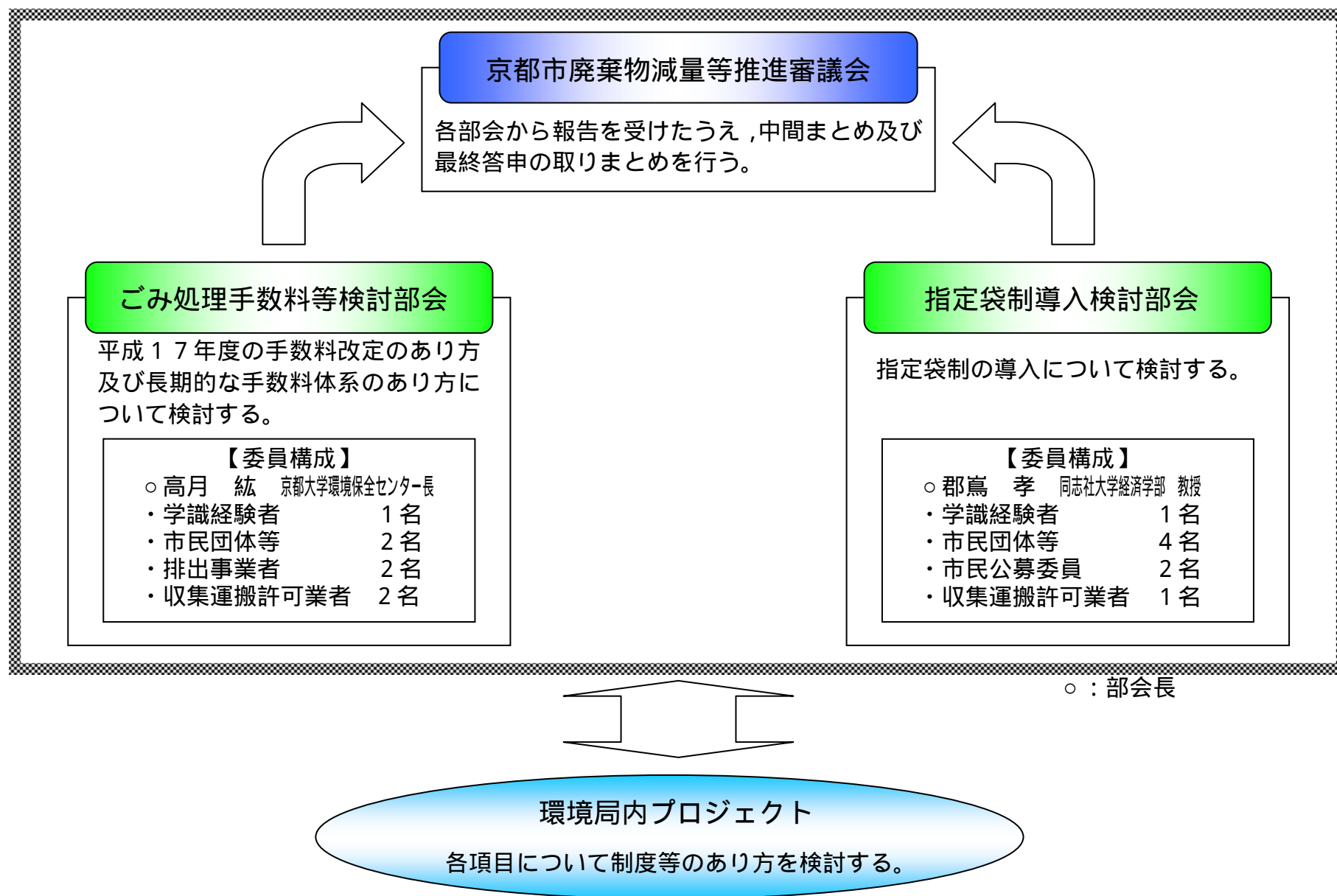
本年秋頃を目途に中間まとめを行い，ごみ処理手数料等の短期的な方向性（来年度改定のあり方）を打ち出すとともに，その時点での指定袋制導入に関する考え方をとりまとめていただきたい。

また，ごみ処理手数料等の長期的な方向性と指定袋制導入のあり方についての最終答申は，予算編成時期の前にその方向性を固める必要があることから，来年7月頃を目途にいただきたい。

3 その他

審議会では，これまでから審議を公開としてきたが，平成15年8月に制定された京都市市民参加推進条例を受け，より一層の市民参画に努めたい。具体的には，今後は，会議録のホームページでの公表を行うとともに，審議会・各部会への公募委員の参加を原則としたい。

審議会の体制（案）



今後のスケジュール（案）

	5	6	7	8	9	10	11	12	17.1	2	3	4	5	6	7
審議会	25日 第33回審議会 ・手数料改定及び指定袋 制導入について諮問				8月中旬 第34回審議会 ・部会からの報告	10月下旬 第35回審議会 ・部会からの報告 ・中間まとめ案の確定		11月中旬 中間まとめ広報発表 ・17年度手数料改定 ・指定袋制導入のあり方				4月～6月 本会を2回程度開催			7月頃 最終答申
短期的なあり方		6月～10月 部会を4回程度開催					10月中旬 報告とりまとめ	条例改正作業		市会審議		3月31日 条例公布	普及啓発		7月1日 条例施行
								16年11月～17年6月 部会を6回程度開催							6月下旬 報告とりまとめ
		6月～10月 部会を4回程度開催						16年11月～17年6月 部会を6回程度開催							6月下旬 報告とりまとめ
	市民公募委員の 募集						10月中旬 報告とりまとめ								

この間、適切な時期にパブリック・コメントを実施する。

【資 料】

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | ごみ量，ごみ質等の状況 | ．．．．． 1 |
| 2 | クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題 | ．．．．． 4 |
| 3 | 指定袋制導入の意義と課題 | ．．．． 10 |

ごみ量，ごみ質等の状況

ごみ量の推移

図 1- -1 家庭系ごみ収集量（定期収集ごみ，大型ごみ，その他ごみ）の推移

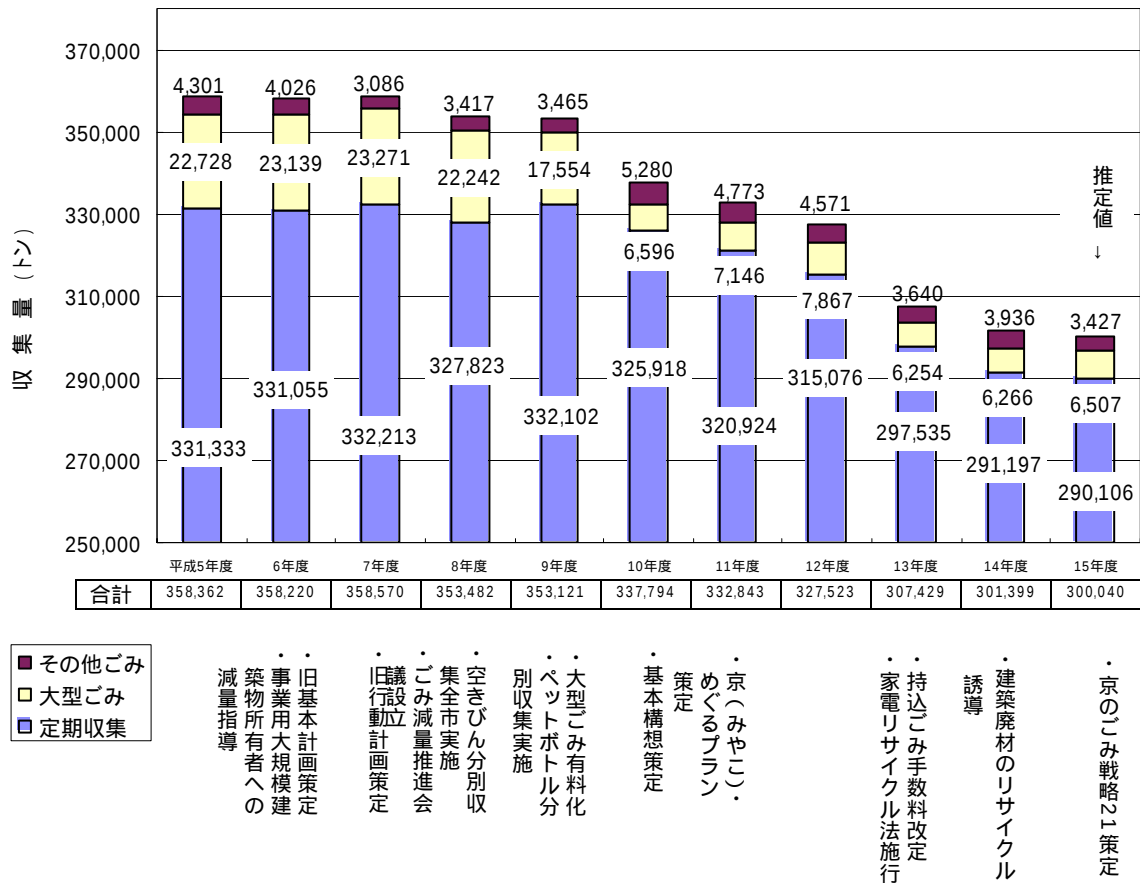


図 1- -2 業者収集ごみ量の推移

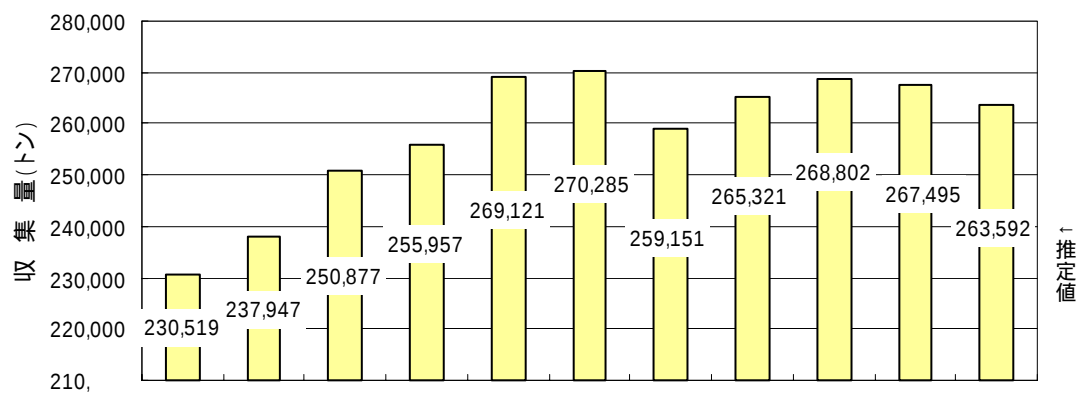


図 1- -3 持込ごみ量の推移

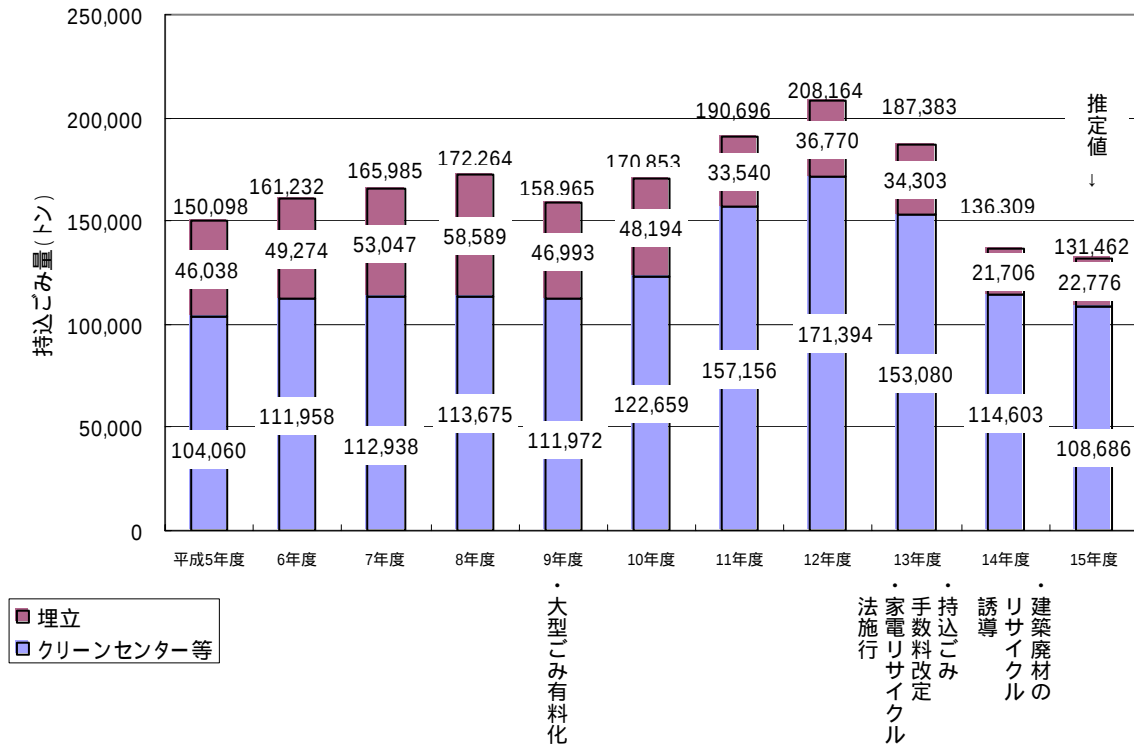
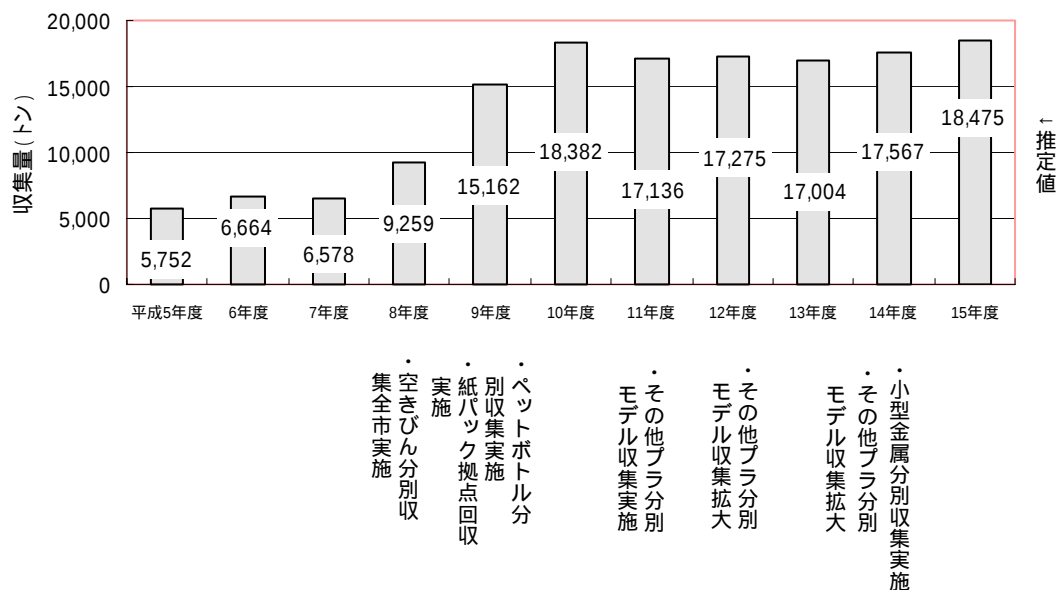


図 1- -4 資源ごみ収集量の推移



ごみ質の状況

図 1- -1 定期収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

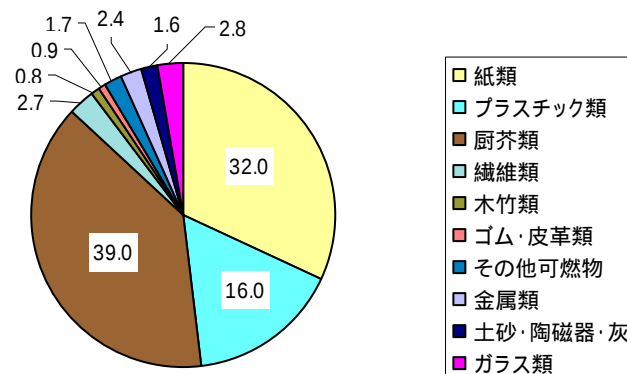


図 1- -2 業者収集ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）

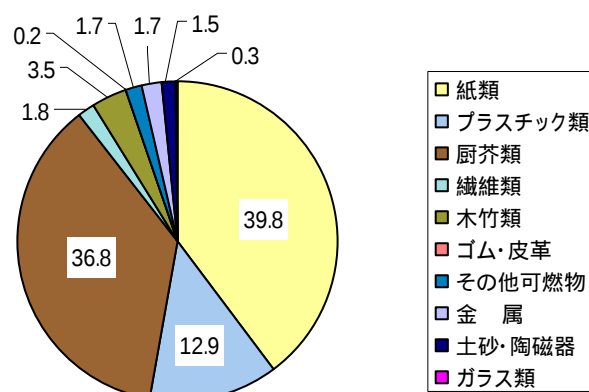
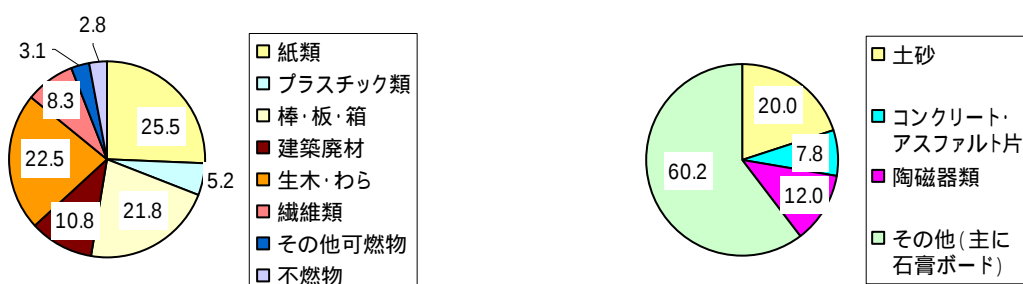


図 1- -3 持込ごみのごみ質（平成 14 年度，湿重量比％）
（建築廃材のリサイクル誘導後のごみ質）



<クリーンセンター>

<埋立>

クリーンセンター等へのごみ搬入手数料等の現状と課題

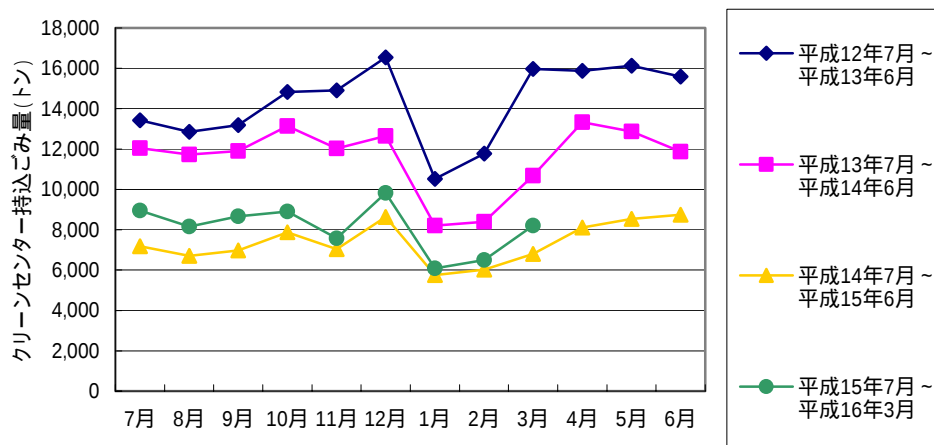
区 分	現 状	課 題 等								
持込ごみ（一廃） ・地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・市廃棄物条例35条第1項別表第1 持込ごみ（産廃） ・廃棄物処理法第13条第2項 ・市廃棄物条例37条第1項別表第3	1 手数料区分に累進性及び原価主義の考え方を導入（平成13年7月） ○クリーンセンター（1回あたり） ・ 500kg（第1区分） → 800円/100kg ・ > 500kg, 2t(第2区分) → 4,000円+1,200円/100kg ・ > 2t（第3区分） → 22,000円+1,600円/100kg ○埋立処分（1回あたり） ・ 1t（第1区分） → 800円/100kg ・ > 1t, 3t（第2区分） → 8,000円+1,200円/100kg ・ > 3t（第3区分） → 32,000円+1,600円/100kg 手数料の第3区分が（直接費＋間接費×1/2）の金額に相当 2 多量搬入者の事前登録制度の導入(平成13年9月) 3 産業廃棄物の持込搬入量の上限(100t/月)の導入（平成13年7月）	・平成13年に導入したこれら料金体系の評価（ごみ減量効果の確認）が必要。 ・平均して処理原価の44%しか徴収できていない。 ・一廃,産廃の料金区分が同じで、産廃について原価主義の徹底が図られていない。 ・周辺他都市と比較して、処理手数料が低い。 ・厨芥類（生ごみ）や紙類などまだまだ資源化できるものが含まれている。 ・許可業者から徴収する手数料との一体化が図られていない（業者収集ごみの処理手数料には累進性がない）。 多量搬入者事前登録制度実績 （1年間に10t/月が3回以上） <table><tr><td>年 度</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>件 数</td><td>411</td><td>368</td><td>197</td></tr></table> 持込搬入量上限(100t/月)超実績 15年度に月100tを超えて搬入した実績は2件であり、嚴重注意を行った。	年 度	13	14	15	件 数	411	368	197
年 度	13	14	15							
件 数	411	368	197							
一時多量ごみ ・地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・条例35条第1項別表第1	100tまでごと800円	・現実問題として1台あたりいくらという算定しかできない。また現状では申し込みがあってもすぐに対応する必要がある場合は民間業者を紹介することとしている。 ・許可業者がごみの収集、運搬、処分にかかる料金として排出事業者に請求する金額の上限となっており（法第7条の1第8項）、これが廃止されると料金の制約がなくなる。								

【参考：その他の廃棄物関連手数料】

区 分	現 状
大型ごみ ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1	3,200 円以内において別に定める額 (平成13年6月28日告示第188号)
ふん尿 ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1	○ 人数に基づき算定する場合 ・ 便所の使用者が2人以内のとき 1月600円 ・ 便所の使用者が3人以上のとき 1人につき1月300円 ○ 収集量に基づき算定する場合 ・ 定期的に収集するとき 1月の収集量が200リットル以下のとき 1月1,300円 1月の収集量が200リットルを超えるとき 1月100リットルまでごと650円 ・ 臨時に収集するとき 1月の収集量が200リットル以下のとき 1月1,300円 1月の収集量が200リットルを超えるとき 1月100リットルまでごと650円
犬，猫等の死体 ・ 地方自治法第227条及び同法第228条第1項 ・ 市廃棄物条例35条第1項別表第1	1体4,600円
許可等申請手数料 ・ 市廃棄物条例第36条第1項別表第2	○ 収集運搬業，処分業の許可等に係る審査 ○ 処理施設の設置許可等に係る審査 など

持込ごみ減量効果について

図 2-1 クリーンセンター持込ごみ量の推移（月別ごみ量の推移）



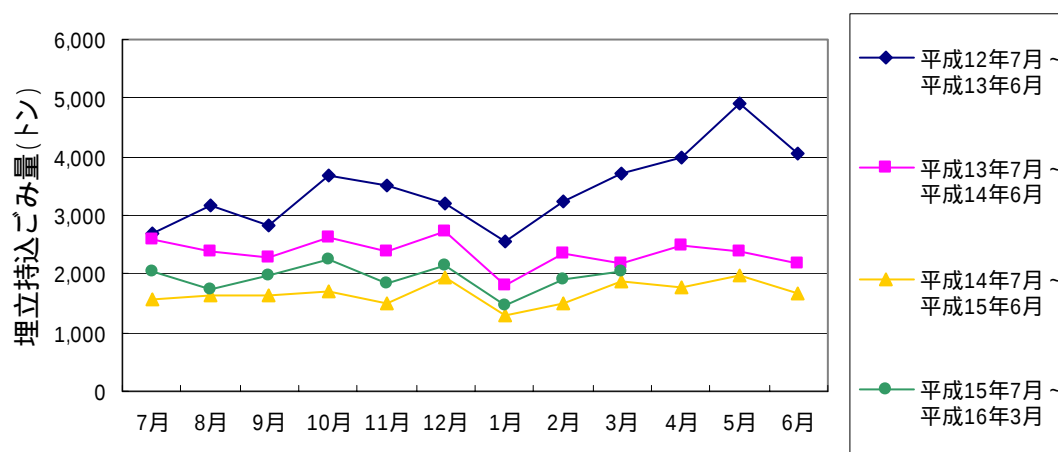
○平成13年7月持込料金改定によるクリーンセンター持込ごみ減量効果

料金改定前1年間のごみ量 (平成12年7月～平成13年6月)	料金改定後1年間のごみ量 (平成13年7月～平成14年6月)	-
171,633 トン	138,814 トン	32,819 トン

○平成14年7月建築廃材リサイクル誘導によるクリーンセンター持込ごみ減量効果

誘導前1年間のごみ量 (平成13年7月～平成14年6月)	誘導後1年間のごみ量 (平成14年7月～平成15年6月(推定値))	-
138,814 トン	88,356 トン	50,458 トン

図 2-2 埋立持込ごみ量の推移（月別ごみ量の推移）



○平成13年7月持込料金改定による埋立持込ごみ減量効果

料金改定前1年間のごみ量 (平成12年7月～平成13年6月)	料金改定後1年間のごみ量 (平成13年7月～平成14年6月)	-
41,463 トン	28,392 トン	13,071 トン

○平成14年7月建築廃材リサイクル誘導による埋立持込ごみ減量効果

誘導前1年間のごみ量 (平成13年7月～平成14年6月)	誘導後1年間のごみ量 (平成14年7月～平成15年6月(推定値))	-
28,392 トン	20,053 トン	8,339 トン

図 2-3 クリーンセンター持込ごみの組成別ごみ量の推移
(平成 13 年 7 月料金改定前後, 平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導前後の変化)

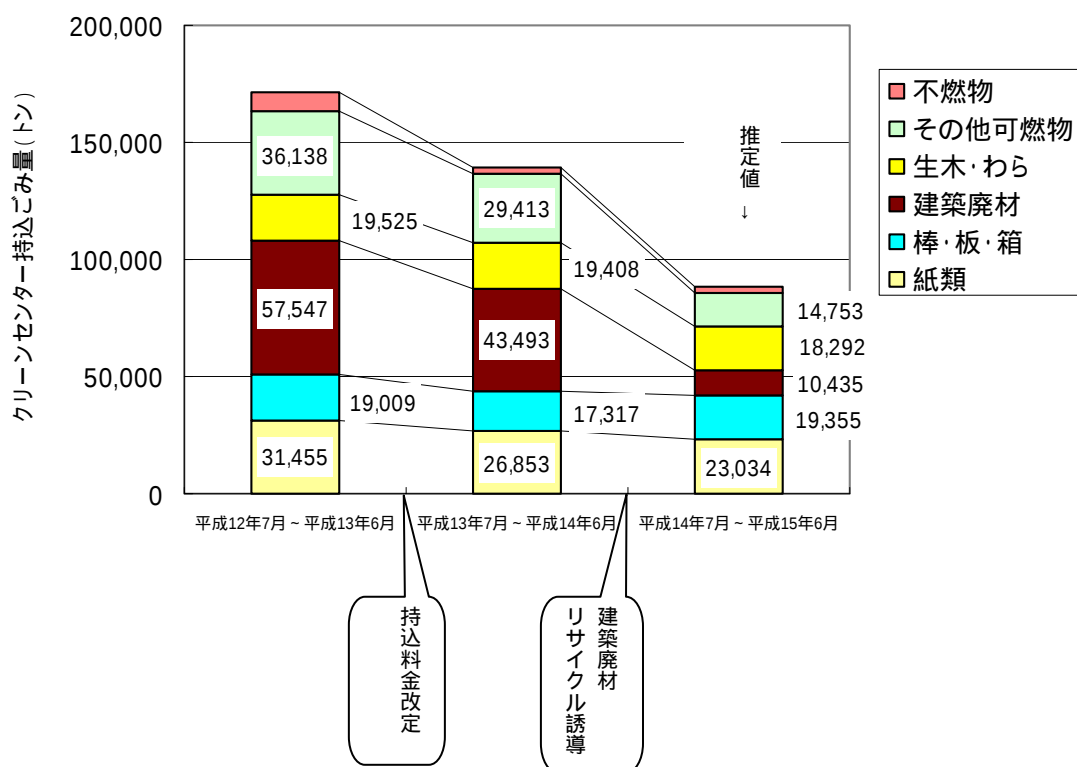
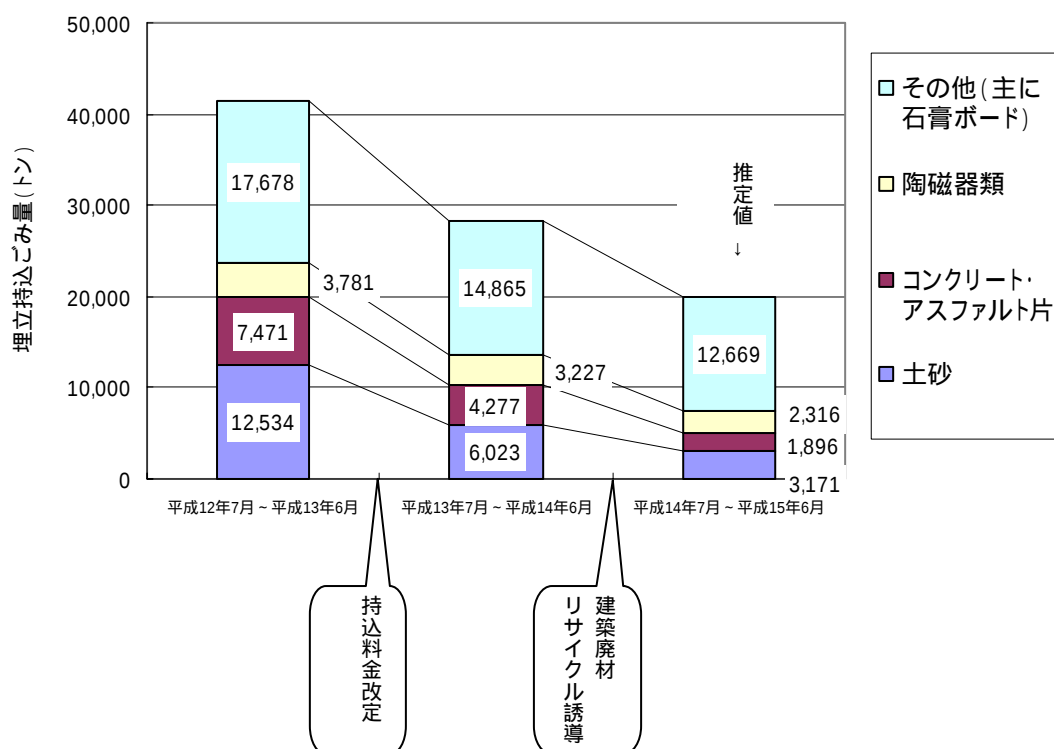


図 2-4 埋立持込ごみの組成別ごみ量の推移
(平成 13 年 7 月料金改定前後, 平成 14 年 7 月建築廃材リサイクル誘導前後の変化)



手数料設定に関する他都市の状況（1t 当たり処理手数料）

○政令指定都市（平成16年4月1日現在）

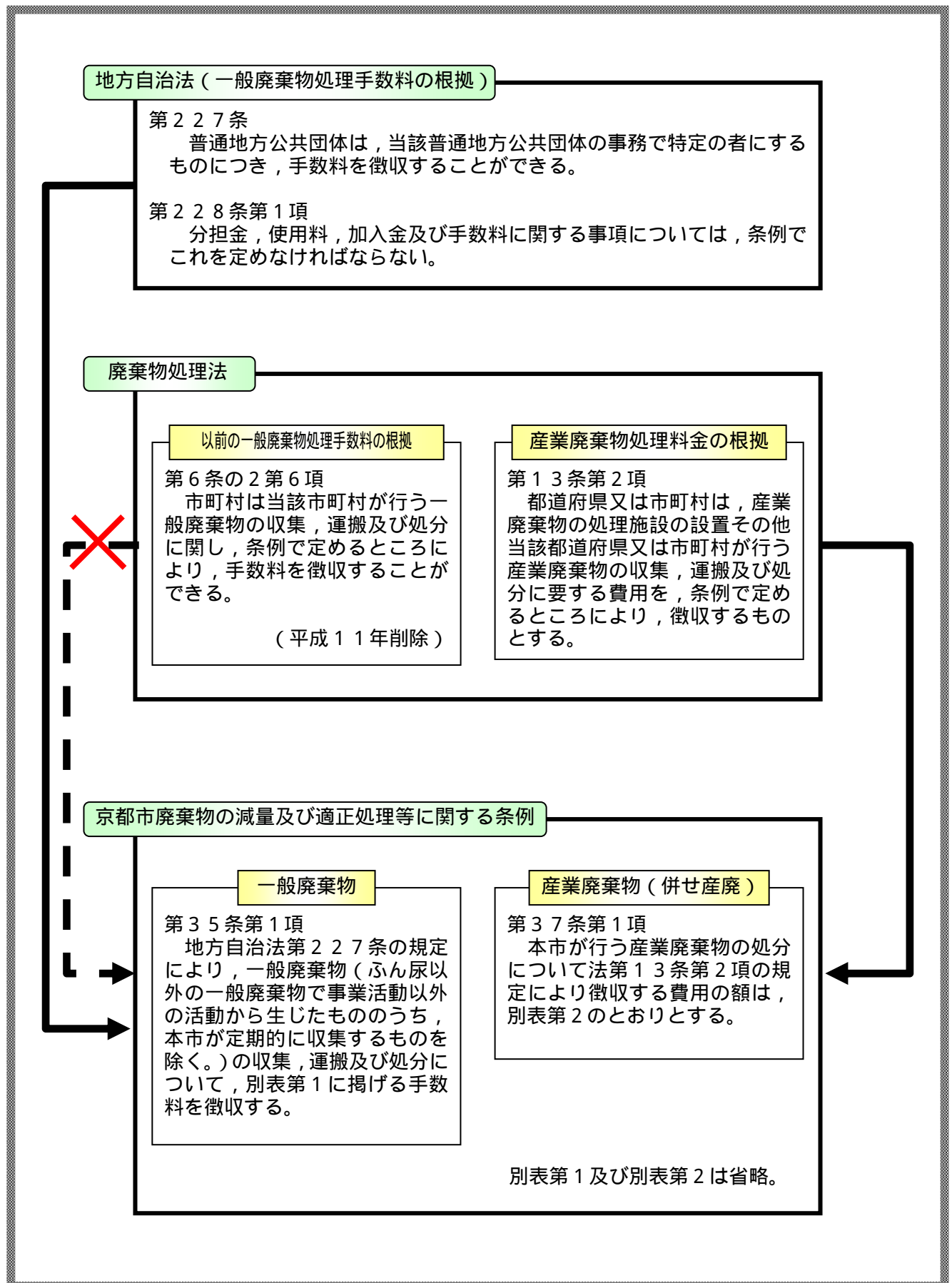
都市名	処理手数料			
	可燃ごみ（円/t）	順位	不燃ごみ（円/t）	順位
札幌市	11,000		11,000	
仙台市	10,000		10,000	
さいたま市	家庭系：2,000 （100kg までは無料） 事業系：17,000		家庭系：2,000 （100kg までは無料） 事業系：17,000	
千葉市	14,000		14,000	
川崎市	12,000		12,000	
横浜市	13,000		13,000	
名古屋市	20,000		20,000	
京都市	10,500		8,300	
大阪市	5,800		5,800	
神戸市	8,000		10,000	
広島市	8,000		8,000	
北九州市	7,000		がれき：3,000 がれき以外：5,000	
福岡市	11,000		11,000	

○近隣都市（平成16年4月1日現在）

都市名	処理手数料			
	可燃ごみ（円/t）	順位	不燃ごみ（円/t）	順位
草津市	200kg 未満 7,000 200kg 以上 11,000		プラスチック類： 100kg 未満 17,000 100kg 以上 26,000 その他の一般廃棄物： 200kg 未満 7,000 200kg 以上 11,000	
大津市	10,000		10,000	
京都市	10,500		8,300	
亀岡市	15,000		15,000	
京田辺市	15,000		15,000	
高槻市	家庭系：4,000 事業系：8,000		家庭系：4,000 事業系：8,000	
相楽郡西部塵芥 処理組合	家庭系：18,000 事業系：20,000			
城南衛生管理 組合	15,000		12,000	
乙訓環境衛生 組合	14,000		8,000	
船井郡衛生管理 組合	家庭系：無料 事業系：8,400			

本市の手数料については累進制を採っているため、平均徴収単価を掲載している。

一般廃棄物処理手数料の根拠法令等について



指定袋制導入の意義と課題

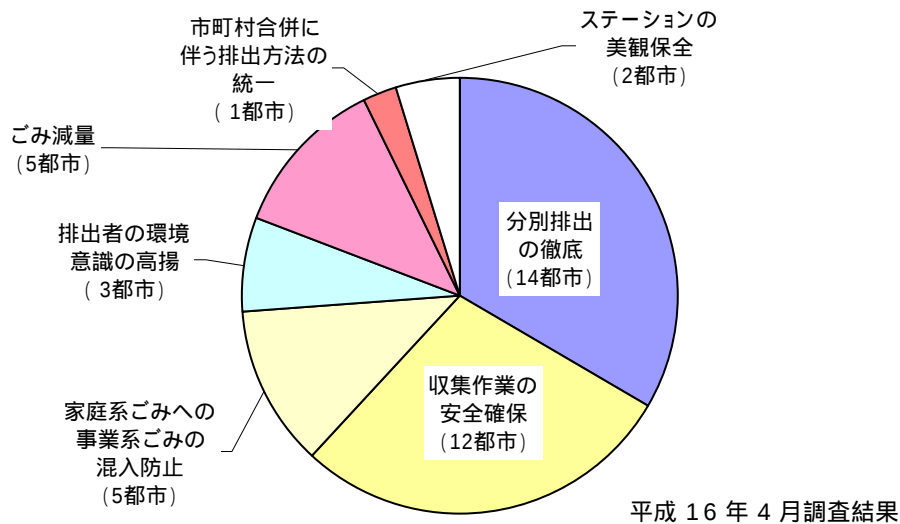
指定袋の定義と導入の目的について

○ 定 義

- ・ 指定袋制とは，ごみの排出に，従来使用していた市販の青色ごみ袋やスーパーのレジ袋などに代わり，市が指定するごみ袋の使用を義務付ける制度
- ・ 一般的には袋の価格に製造・販売原価だけが含まれる場合を指定袋制という
- ・ 袋の価格にごみ処理手数料などが上乗せされる場合を有料指定袋制（有料化）という

○ 目 的

図 3- -1 指定袋制導入都市の制度導入目的
（人口 30 万人以上の家庭系指定袋導入都市 14 都市が対象。複数回答。）



資源ごみ等の排出状況について

図 3- -1 資源ごみの組成（湿重量比％）

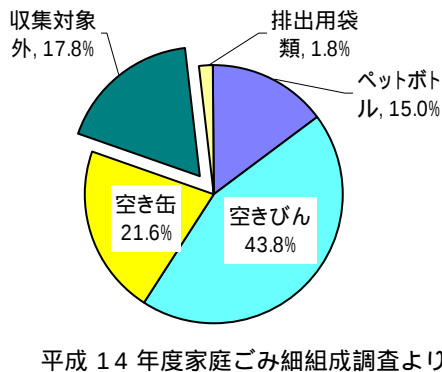
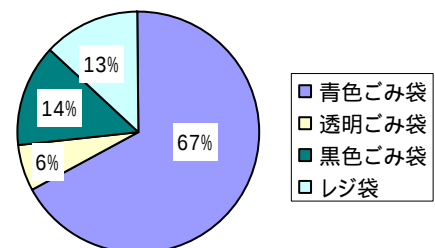


図 3- -2 家庭ごみの排出に使用されている袋の種類



平成 14 年度家庭ごみ定期ごみ質調査より
京都市では中身の見える袋で排出することとしている

他都市の指定袋制導入実態

○ 政令指定都市における指定袋の導入状況

図 3- -1 政令指定都市の指定袋導入状況

	札幌	仙台	千葉	さいたま	川崎	横浜	名古屋	神戸	大阪	広島	北九州	福岡
家庭系	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×		○
事業系	1	2	○	×	×	×	○	×	×	×	3	×

○：指定袋制， ：有料化， ×：指定袋制未導入

1:少量排出分のみ指定， 2:許可業者が独自に指定， 3:直営分のみ指定

平成 16 年 4 月 1 日現在

○ 指定袋の種類

- ・指定袋の種類には，家庭系（可燃ごみ用，不燃ごみ用，資源ごみ用），事業系（可燃ごみ用，不燃ごみ用）などの種類がある。
- ・一般的に，可燃ごみ用にはプライバシーの観点から半透明袋を，資源ごみ用，不燃ごみ用には異物混入防止の観点から透明袋を導入していることが多い。
- ・袋のサイズについては，家庭系ごみ用（可燃ごみ用，不燃ごみ用，資源ごみ用）が概ね 10 ㍓から 45 ㍓，事業系ごみ用が概ね 45 ㍓から 90 ㍓となっている。
- ・都市によって，可燃ごみ用のみ指定袋を導入していたり，可燃用・不燃用・資源用を全て同じ指定袋としているなど様々な導入方式が見られる。

（参考）名古屋市指定袋の規格等について

種 別	可燃ごみ用	不燃ごみ用	資源ごみ用	事業系ごみ用
色，容量	無色半透明 10 ㍓，20 ㍓ 45 ㍓	無色透明 10 ㍓，20 ㍓ 45 ㍓	無色透明 20 ㍓，45 ㍓	半透明（レモンイエロー） 45 ㍓，75 ㍓，90 ㍓
販売業者	市内の商店，スーパー，コンビニなど			許可業者，包装資材店， 清掃用具店 など

平成 16 年 4 月 1 日現在

○ 指定袋の販売価格

- ・有料化ではない指定袋制の場合，販売価格は小売店で自由に設定されている方式が多い。そのため，販売価格は小売店によって様々である。
- ・人口 30 万人以上の指定袋導入都市では，可燃ごみの半透明袋が概ね 1 枚 8 円～12 円（45 ㍓） で販売されている。（平成 16 年 4 月京都市調査結果，5 都市のデータ）
- ・有料化を実施している都市では，袋の販売価格はごみ処理手数料として規定されている。人口 30 万人以上の都市の可燃ごみ有料指定袋の価格は下表のとおり。

（単位：円 / 枚）

	5 ㍓	10 ㍓	20 ㍓	30 ㍓	40 ㍓	45 ㍓	備考
北九州市	-	-	8	12	-	15	
長野市	-	-	-	30	-	-	一定枚数を超えた場合の料金
宮崎市	-	10	20	30	40	-	
那覇市	10	20	40	60	80	-	
函館市	-	-	17	20	-	30	人口 28 万人

平成 16 年 4 月 1 日現在（京都市調査結果）

京都市ごみ減量推進会議における推奨袋の取組

京都市ごみ減量推進会議が主体となり、家庭系資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）推奨袋及び事業系ごみ推奨袋が下表のとおり販売されている。

種別	家庭系資源ごみ（缶・びん・ペット）	事業系ごみ（許可業者収集ごみ）
開始年月日	平成 11 年 11 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
販売業者	市内約 200 店舗で販売	京都環境事業協同組合
色、容量及び販売価格	色：透明 20 ㍓（10 枚入り） 98 円程度 30 ㍓（10 枚入り） 118 円程度 45 ㍓（10 枚入り） 128 円程度 販売価格は販売店が設定することとしており、販売店により異なる	色：半透明（乳白色） 45 ㍓（500 枚入り）4,000 円（8 円/枚） 70 ㍓（400 枚入り）5,300 円（13.3 円/枚） 90 ㍓（300 枚入り）6,500 円（21.7 円/枚） 70 ㍓及び 90 ㍓は、平成 14 年 10 月 1 日から販売開始
仕組み	袋製造業者が「ごみ減量推進会議」に申請し認定を受け、販売業者へ卸す	排出事業者が許可業者もしくは京都環境事業協同組合に申し込み、代金引換で発送

しかしながら、使用率はともに 1%程度にとどまっている。

（平成 14 年度家庭ごみ細組成調査、平成 14 年度事業系推奨袋販売実績からの推計値）